公告について

（１）公告の実施

公告は、所定の期間、回数等行われればそれでよく、あとの１カ月（２カ月）間は公告を見た信者、利害関係人等の異議の申し述べのための期間（据置期間）となる。

公告を掲示場に掲示する場合等においては、所定の期間終了後も、なお据え置かれていることが望ましい。

（２）公告の時期

宗教法人法には、公告について「・・・の少くとも一月前に・・・公告しなければならない。」、「・・・の少くとも二月前に・・・公告しなければならない。」といった条文がみられる。

この一月前（二月前）に公告をしなければならないという規定は、財産処分、認証申請等その行為の一月前（二月前）に公告を始めるということではない。

その行為の一月前（二月前）に公告（例えば１０日間の掲示、新聞に２回掲載する　等）を完了していなければならない。

月の数え方について、一月とは、起算日に応答する日の前日をもって満了するので、一月前とは、行為予定の日の前月の同日より前、二月前とは行為予定日の前々月の同日より前ということになる。

（３）公告の期間

民法によると期間の初日は午前零時より始まるとき以外は算入しないので、例えば掲示場に１０日間掲示することが規則に定められている場合、普通、公告の開始日は、その１０日間の期間に算入せず、公告した日の翌日から起算する。

また、期間の満了は、期間の末日の終了をもってするので掲示した公告を実際に取り外すのは、その１０日間を満了した日の翌日以降にしなければならない。

つまり、１０日間掲示して公告する場合は、実際には掲示してから取り外すまで、１２日間を要することとなる。

（例）１０日間掲示する場合
〇責任役員会
〇その他の機関の議決等
〇包括団体の承認　等
　の所要の手続は完了していること

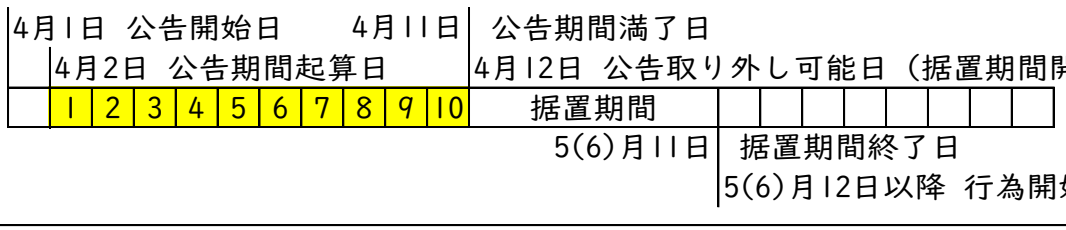

（３）被包括関係の廃止と公告

被包括関係の廃止については、公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体にその旨を通知する必要があるが、この「公告と同時」については、「同時刻」ということではなく、公告の掲示がなされている期間中、又は公告が掲載された機関紙（誌）が刊行された後、速やかに通知すればよい。